

「第20回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和3年1月7日開催)

【知事の指示事項等】

本県における新規感染者数は、大変残念ではありますが、200名を超える日が続いています。本日、過去最多となる450名となるなど、引き続き感染拡大が収まらない状況となっています。

こうした状況から、1月2日、一都三県において、国に対し「緊急事態宣言の発出に関する要望」を行ったところですが、本日、国から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、「基本的対処方針」が示されました。

本県においては、既に一都三県で連携し、

- ・ 県民の皆様へ外出等の徹底した自粛要請
- ・ 飲食店へ営業時間の短縮要請
- ・ 事業者等へテレワークの徹底

などを行うよう要請しているところですが、今回示された「基本的対処方針」を受け、改めて、特措法に基づく本県の緊急事態措置について決定する必要があります。

そこで、本日の会議では、本県の緊急事態措置について協議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<知事から各部局庁に対する指示事項>

国の「基本的対処方針」を踏まえ、本日決定した本県の緊急事態措置を実施するよう指示します。

各部局庁においては、これまでの感染拡大防止策を徹底するとともに、県民の皆様や事業者の方へ十分周知するよう指示します。

新型コロナウイルス感染症をめぐっては、事態が時々刻々と変化していることから、引き続き、最新の状況を把握・共有し、市町村をはじめとする関係機関等と十分に連携を図り、対策を徹底するようお願いします。